

岐阜県産業技術総合センター化学薬品管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、岐阜県産業技術総合センター（以下「産総センター」という。）における化学薬品の管理に関して必要な事項を定め、化学薬品の自律的な管理を促進し、化学薬品を取り扱う者の健康障害と災害の発生を未然に防止するとともに、環境への有害な影響を低減することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程に用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 化学薬品とは、産総センターで主に試験研究に使用される化学物質を指す。ただし、次の第2号から第12号まで示す物質以外で、一般の生活の用に供するものは除く。
- (2) 毒物とは、毒物及び劇物取締法別表第1及び毒物及び劇物指定令第1条に掲げるものであって、医薬品及び医薬部外品以外のものを指す。
- (3) 劇物とは、毒物及び劇物取締法別表第2及び毒物及び劇物指定令第2条に掲げるものであって、医薬品及び医薬部外品以外のものを指す。
- (4) 特定化学物質とは、労働安全衛生法施行令別表第3に掲げるものを指す。
- (5) 有機溶剤とは、労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げるものを指す。
- (6) 第一種指定化学物質とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令別表第1に掲げるものを指す。
- (7) 第二種指定化学物質とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令別表第2に掲げるものを指す。
- (8) 危険物とは、消防法別表第1の品名欄に掲げるものを指す。
- (9) 農薬とは、農薬取締法第2条第1項に規定するものを指す。
- (10) 除草剤とは、農薬取締法第22条に規定するものを指す。
- (11) 医薬品とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第1項に規定するものを指す。
- (12) 医薬部外品とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第2項に規定するものを指す。
- (13) 病原体等とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項及び第18項に規定するもので、ウイルス、細菌、真菌、寄生虫、プリオン並びに微生物の生産する毒素で、人体に危害を及ぼす要因となるものを指す。

- (14) ラベルとは、労働安全衛生法第57条に規定される化学物質の入った容器又は包装に、化学物質の危険有害性等の注意を喚起するために使用する標章を指す。
- (15) SDS (Safety Data Sheet) とは、労働安全衛生法第57条の2に規定される化学物質の危険有害性等が記載された、その性状を通知するために使用する文書を指す。
- (16) 保管場所とは、各法令に適合した、倉庫、部屋、保管庫、保管棚等を指す。

(適用)

第3条 この規程は、産総センター職員（以下「職員」という。）又は産総センターを利用する者（以下「利用者」という。）のうち、産総センターに化学薬品を持ち込む者及び持ち込んだ化学薬品を取扱う者（以下「取扱者」という。）に適用する。

第2章 組織及び職務

(組織)

第4条 化学薬品の管理に関する組織は、別図のとおりとする。

(所長)

第5条 産総センター所長（以下「所長」という。）は、化学薬品による人への健康障害と災害の発生防止及び環境への影響低減に必要な措置の実施について総括する。

(化学物質管理責任者)

第6条 所長は、化学物質管理責任者（以下「管理責任者」という。）を職員から選任し、様式第1により指名する。

- 2 管理責任者は、関係法令に基づき、化学薬品の管理業務を総括する。
- 3 管理責任者は、前項の業務を達成するため、化学薬品のばく露低減措置の内容とばく露の状況を職員から聴取、記録し、必要な意見を産総センター地区安全衛生委員会へ提出することができる。

(化学物質管理者)

第7条 所長は、労働安全衛生規則第12条の5に規定する化学物質管理者（以下「管理者」という。）を職員から選任し、様式第1により指名する。

- 2 管理者は、化学薬品に関する技術的事項の管理に関し、別表第1に定める職務を行う。

(保護具着用管理責任者)

第8条 所長は、労働安全衛生規則第12条の6に規定する保護具着用管理責任者（以下「保護具責任者」という）を職員から選任し、様式第1により指名する。

2 保護具責任者は、取扱者の保護具使用に関し、別表第2に定める職務を行う。

3 保護具責任者は管理者を兼任できる。

（化学物質取扱責任者）

第9条 産総センター各部係に化学物質取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置き、部長及び管理調整係長をもって充てる。

2 取扱責任者は管理者及び保護具責任者が職務上必要と認めて行う指示により、取扱者が適正に化学薬品を取り扱うよう指揮監督する。

（取扱者）

第10条 取扱者は、関係法令及び本規程を遵守し、取扱責任者の指示に従い、化学薬品の使用に際し安全確保について十分自覚し、事故等の防止に努めなければならない。

（任期）

第11条 管理責任者、管理者及び保護具責任者の任期は1会計年度とする。ただし、再任は妨げない。

2 前項の管理責任者、管理者及び保護具責任者に欠員が生じたときは、補充するものとする。この場合、任期は前任者の在任期間とする。

第3章 化学薬品の管理

（持込及び持出）

第12条 取扱者は、産総センターへの化学薬品の持込（購入、譲受を含む、以下同じ。）に際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）持込む化学薬品の種類及び量は、必要最小限にとどめること。

（2）危険性や有害性が高い化学薬品については、それらがより低い物質等への代替又は使用量の削減に努めること。

（3）病原体等の持込は禁止する。

2 取扱者は、産総センター外への化学薬品の持出（譲渡、提供を含む、以下同じ。）に際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、取扱者のうち、利用者が別に定める化学薬品持込届出書又は化学薬品持込変更届出書に記入し、持込んだ化学薬品を持出す場合は適用しない。

（1）化学薬品を産総センター外へ持出そうとする者は、取扱責任者及び管理責任者を通じて所長の許可を受けること。

- (2) 持出す化学薬品の種類及び量は、必要最小限にとどめること。
- (3) 化学薬品の容器等はその性状に適合するものとし、破損や漏えいのないようにすること。
- (4) 危険性や有害性が高い化学薬品については、それらがより低い物質等への代替又は持出量の削減に努めること。
- (5) 持出す化学薬品の容器等にはラベルを表示及び SDS を添付し、持出先で使用する際は、産総センターで使用する場合と同等又は使用場所に適した安全対策に従って作業を行うこと。

(使用)

第13条 取扱者は、化学薬品の使用に際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 化学薬品が、毒物、劇物、特定化学物質、有機溶剤、第一種指定化学物質、第二種指定化学物質、危険物、農薬、除草剤に該当する場合、関係法令で定められた事項を遵守すること。
- (2) 化学薬品が、高圧ガス保安法第2条第1項に規定する高圧ガス（以下、「高圧ガス」という。）、一般高圧ガス保安規則第2条第1項2号に掲げる毒性ガス（以下、「毒性ガス」という。）及び容器保安規則第2条第1項29号に掲げる可燃性ガス（以下、「可燃性ガス」という。）に該当する場合、関係法令及び産総センター高圧ガス使用保管及び管理規則（以下「高圧ガス管理規則」という。）に定められた事項を遵守すること。
- (3) 化学物質等のリスクアセスメント結果に基づいた安全対策に従って作業を行うこと。
- (4) 指定された作業場所以外で使用しないこと。
- (5) 国が定めるがん原性物質を取扱う場合、その作業内容を記録すること。
- (6) 試験研究等目的以外の用途で使用しないこと。

(保管)

第14条 取扱者は、化学薬品を保管する場合には、次の各に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 化学薬品が、毒物、劇物、特定化学物質、有機溶剤、第一種指定化学物質、第二種指定化学物質、危険物、農薬、除草剤に該当する場合、関係法令に定められた事項を遵守すること。
- (2) 化学薬品が、高圧ガス、毒性ガス及び可燃性ガスに該当する場合、関係法令及び高圧ガス管理規則に定められた事項を遵守すること。

- (3) 化学薬品は、取扱者が責任をもって保管場所に保管すること。
- (4) 転倒及び転落防止等の適切な措置を講じること。
- (5) 化学薬品の保管場所の掲示について、関係法令で定められている事項に従うこと。

(廃棄)

第15条 取扱者は、化学薬品の使用や保管に伴い発生した廃棄物は適正に処理しなければならない。ただし、該当する法律等で規定されている場合は、その法律等に基づくこと。

(点検)

第16条 管理責任者は、必要に応じて化学薬品の管理、使用状況等の把握のための点検を実施しなければならない。

第4章 教育

(教育の機会)

第17条 所長は産総センターにおける化学薬品の使用における安全衛生の水準を図るため、取扱者に対して、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるようにしなければならない。

第5章 緊急時の措置

(緊急時の措置)

第18条 事故及び災害が発生した場合には、次の第1号から第6号に示す緊急の措置を講じなければならない。また、事故及び災害に至らない場合においても、それらの発生が予見された場合には、次の第7号及び第8号に示す措置を講じなければならない。

- (1) 事故及び災害を発見した者（以下「発見者」という。）は、直ちに管理責任者、管理者、取扱責任者その他関係者に通報するとともに、人命救助を最優先に応急措置を行い、被害の拡大を防止すること。
- (2) 管理責任者は、速やかに状況を把握し、警察署、消防署等の関係機関に通報するとともに、所長に報告すること。
- (3) 管理責任者へ通報が困難な場合、発見者が近くの職員を通じ又は発見者が直接に、警察署及び消防署その他の関係機関に通報すること。
- (4) 管理責任者は、化学薬品により健康障害が生じ、又は生じるおそれがある者に対し、直ちに医師の診察を受けさせること。
- (5) 管理責任者は、化学薬品の流出により周辺の生活環境に被害が生じ、又は生じる

おそれがある場合、環境調査を実施し、状況を把握するように努めること。

(6) 管理責任者は、事後に原因の調査及び再発防止策の検討を行うこと。

(7) 事故及び災害の発生を予見した者は、管理責任者、管理者、取扱責任者その他関係者に通報すること。

(8) 事故及び災害の発生を予見する通報を受けた管理責任者は、通報に係る化学薬品の取り扱いに起因する危険性又は有害性の見直しを行い、取扱者に対し必要に応じて安全対策、使用又は取り扱い条件の変更のほか、取扱の中止または禁止の指示を行うこと。

(事故の再発防止)

第19条 管理責任者は、事故処理後ただちに管理者、取扱責任者その他関係者と協力して事故の原因を調査し、再発防止の対策を講じなければならない。

第6章 違反者に対する措置

(違反者に対する措置)

第20条 所長は、法令等及びこの規程に違反した者に対して、必要に応じ化学薬品の持込や使用を制限するなどの措置を講じることができる。

第7章 利用者への保護措置

(職員以外の者に対する保護措置)

第21条 職員は、産総センター利用者に対して、職員が講じる化学薬品に関する安全対策と同等の保護措置を講じなければならない。

第8章 雑則

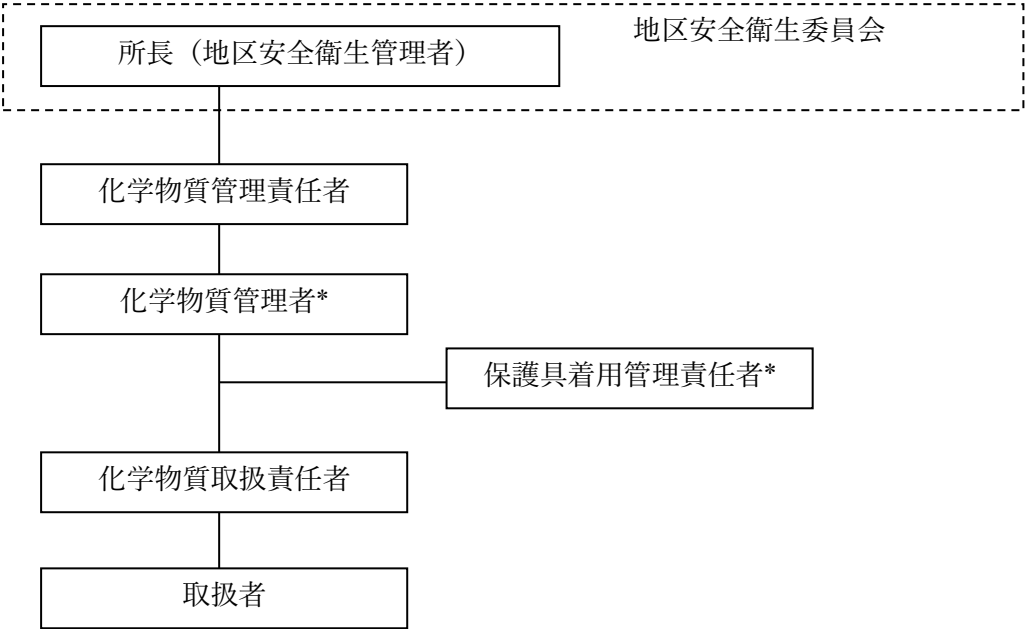
(その他)

第22条 化学薬品の管理に関してこの規程に定めのない事項は、所長が別に定める。

附則

本規定は令和6年4月1日から施行する。

別図（第4条関係）
化学薬品の管理に関する組織図



*労働安全衛生規則に基づき選任される者

様式第 1（第 6 条、第 7 条、第 8 条関係）

化学物質管理責任者、化学物質管理者、保護具着用管理責任者指名名簿

岐阜県産業技術総合センター化学薬品管理規程第 6 条から第 8 条の規定により、以下のとおり指名する。

指名年月日	化学物質管理責任者名

指名年月日	化学物質管理者名

指名年月日	保護具着用管理責任者名

別表第1（第7条第2項関係）

管理者の職務

- 1 リスクアセスメント対象物のラベル表示、危険有害性情報の通知に関すること
 - ・リスクアセスメント対象物を譲渡又は提供する際のラベル及びSDSの確認
 - ・リスクアセスメント対象物の職員への周知（国からの通知等）
- 2 リスクアセスメントの実施に関すること
 - ・リスクアセスメント対象物の確認
 - ・作業場の状況の確認（リスクアセスメント対象物の取扱量、作業者数、作業方法、作業場の状況等）
 - ・リスクアセスメント手法の決定及び評価
 - ・取扱者に対するリスクアセスメントの実施及び周知
- 3 リスクアセスメント等の結果に基づく措置の内容及びその実施に関すること
 - ・取扱者のばく露低減の各種措置（代替物の使用、発散源の密閉、局所排気又は全体換気装置の設置・稼働、作業方法の改善、有効な呼吸用保護具の使用など）の管理
- 4 リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること
 - ・労働災害（有害物への高濃度ばく露、化学薬品の飛散や付着による眼や皮膚への障害、化学薬品による爆発、火災等）発生時の応急措置等の対応についてのマニュアルの策定
 - ・労働災害の発生を想定した訓練計画の策定
- 5 リスクアセスメントの結果の記録の作成と保存、その周知に関すること
- 6 リスクアセスメントの結果に基づくばく露低減措置等に関する記録と保存、及び取扱者への周知に関すること
 - ・リスクアセスメントの実績報告（職員厚生課）
 - ・リスクアセスメント結果の職員への周知
 - ・取扱者の意見聴取に関する記録の保存
 - ・取扱者の作業記録の保存
- 7 取扱者に対する必要な教育に関すること
 - ・化学物質管理に関する教育の策定
 - ・取扱者の理解度、教育効果の確認等の管理
- 8 その他化学薬品の安全管理に関すること

別表第2（第8条第2項関係）

保護具責任者の職務

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 保護具の適正な選択に関すること2 取扱者の保護具の適正な使用に関すること3 保護具の保守管理に関すること4 有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、鉛中毒予防規則及び四アルキル鉛中毒予防規則で規定する第三管理区分場所における各種措置のうち、呼吸用保護具に関すること5 第三管理区分場所における作業主任者の職務のうち、呼吸用保護具に関する事項について必要な指導を行うこと6 その他保護具着用に関する管理に関すること |
|---|